

公 募 公 告 【有償公募】

下記のとおり公告に付する。

記

- 1 公募に付する事項：国有財産の使用許可を受けて自動販売機の設置を希望する者
- 2 設 置 場 所：別紙「設置場所等一覧」のとおり。
- 3 使 用 許 可 期 間：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
なお、使用許可期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- 4 国有財産の使用許可：設置業者に決定された者は、国有財産の使用許可を得て、国有財産使用料を納付する。(電気料金は別途支払い)
- 5 募 集 業 者 数：1業者
- 6 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
 - (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な使用許可条件の履行が確保される者であること。
 - (3) 国税及び地方税の未納がない者であること。
 - (4) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有する者であること。
 - (5) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
 - (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
 - (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
 - (11) 下記7の公募事項等説明を受けた者であること。
- 7 公募事項等説明の日時及び場所
 - (1) 日時：令和7年11月4日（火）から令和7年12月3日（水）までの
平日 8時30分～12時15分、13時00分～17時15分（随時説明）
(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定される休日を除く。)
※ただし、来庁予定日時の事前連絡を要する。
 - (2) 場所：
①〒801-8511 北九州市門司区西海岸1-3-10
門司税關総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎3階）電話 050-3530-8325
②〒745-0045 山口県周南市徳山港町6-35
徳山税關支署管理課（徳山港湾合同庁舎1階）電話 0834-24-2540
- 8 応募申込書等の提出
 - (1) 提出先 〒801-8511 北九州市門司区西海岸1-3-10
門司税關総務部会計課国有財産係（門司港湾合同庁舎3階）
 - (2) 提出期限 令和7年12月3日（水）17時15分まで
 - (3) 受付時間 平日 8時30分～12時15分、13時00分～17時15分
(行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に規定される休日を除く。)
 - (4) 提出方法 直接提出（郵送の場合は書留とする）。期限を過ぎた提出は無効とする。
- 9 価格提案書等の無効
本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の公募参加申請書は無効とする。

以上、公告する。

令和7年11月4日

門司税關長 弓削 州司

設置場所等一覧

設置場所

店舗名	設置場所住所	自販機種類	台数
徳山港湾合同店舗	山口県周南市徳山港町 6-35	缶、ペットボトル飲料	1 台

説明場所

門司税関総務部会計課国有財産係（門司港湾合同店舗 3 階）電話 050-3530-8325
徳山税関支署管理課（徳山港湾合同店舗 1 階）電話 0834-21-2540